

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成27年8月27日(2015.8.27)

【公表番号】特表2014-521042(P2014-521042A)

【公表日】平成26年8月25日(2014.8.25)

【年通号数】公開・登録公報2014-045

【出願番号】特願2014-520609(P2014-520609)

【国際特許分類】

F 16 B	39/28	(2006.01)
F 16 B	35/04	(2006.01)
F 16 C	35/07	(2006.01)
F 16 C	19/06	(2006.01)
B 6 2 D	3/12	(2006.01)

【F I】

F 16 B	39/28	A
F 16 B	35/04	M
F 16 B	35/04	L
F 16 C	35/07	
F 16 C	19/06	
B 6 2 D	3/12	5 0 7

【手続補正書】

【提出日】平成27年7月6日(2015.7.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ユニットのハウジング内(2)への固定のための装置、特に、自動車のステアリングギヤのピニオン(1)の位置決め軸受(3)の固定のための装置であつて、

当該装置は、ハウジング(2)の孔(2a)内に挿入される固定要素を有し、

前記固定要素(5)は、少なくとも1つのラチェットレバー(9)が設けられていて、前記少なくとも1つのラチェットレバー(9)は、当該ラチェットレバーの自由端上に配置されたラッチ突部(12)によって、ハウジング(2)の孔(2a)内の歯付き形状部(13)の歯のギャップ(14)にラッチするか、

または、少なくとも1つのラチェットレバーが、ラッチ突部を有していて、孔(2a)内に配置されていて、当該ラッチ突部が固定要素(5)の歯付き形状部の歯のギャップにラッチする

ことを特徴とする装置。

【請求項2】

前記固定要素(5)は、外側ネジ部(8)によってハウジング(2)の孔(2a)の内側ネジ部に接続される固定ネジとして実現されており、

当該固定ネジには、その周上に分布配置されたラチェットレバー(9)が設けられており、

前記ラチェットレバー(9)は、各々、当該ラチェットレバーの自由端上に配置されたラッチ突部(12)によって、ハウジング(2)の歯付き形状部(13)の歯のギャップ(14)にラッチする

ことを特徴とする請求項 1 に記載の装置。

【請求項 3】

前記固定ネジ(5)は、中空ネジとして実現されている
ことを特徴とする請求項 2 に記載の装置。

【請求項 4】

少なくとも 4 つのラチェットレバー(9)が、前記固定ネジ(5)の全周に亘って分布配置されている

ことを特徴とする請求項 2 または 3 に記載の装置。

【請求項 5】

前記ラチェットレバー(9)は、前記固定ネジ(5)の全周に亘って、非対称の角度ピッチで分布配置されている

ことを特徴とする請求項 4 に記載の装置。

【請求項 6】

ハウジング(2)の歯付き形状部(13)の角度ピッチ(17)は、ラチェットレバー(9)の角度ピッチ(16)と比較して、明らかに小さい角度ピッチで実現されている
ことを特徴とする請求項 5 に記載の装置。

【請求項 7】

前記固定要素(5)には、幾つかの径方向に伸びるリブ形状のキャリヤ部(7)が設けられている

ことを特徴とする請求項 1 乃至 6 のいずれかに記載の装置。

【請求項 8】

前記固定要素(5)は、プラスチック材料体として実現されている、特に纖維補強された熱可塑性材料体で、射出成形部品または多成分部品として製造されている
ことを特徴とする請求項 1 乃至 7 のいずれかに記載の装置。

【請求項 9】

熱可塑性材料体内の纖維アライメントは、より大きな膨張の方向に伸びている
ことを特徴とする請求項 8 に記載の装置。

【請求項 10】

前記プラスチック材料体には、中央射出点(19)が設けられている
ことを特徴とする請求項 8 または 9 に記載の装置。

【請求項 11】

前記ラチェットレバー(9)のラッチ突部(12)は、各々、ハウジング(2)の当接面(15)上に支持されている

ことを特徴とする請求項 1 乃至 10 のいずれかに記載の装置。

【請求項 12】

前記固定ネジ(5)の外側ネジ部(8)は、メートル角度ネジ部として実現されている
ことを特徴とする請求項 2 乃至 11 のいずれかに記載の装置。

【請求項 13】

前記固定ネジ(5)の外側ネジ部(8)は、円錐ネジ部として実現されている
ことを特徴とする請求項 2 乃至 11 のいずれかに記載の装置。

【請求項 14】

前記プラスチック材料体は、多成分射出成形部品として実現されており、

シールリング(6)が、射出成形工程でプラスチック材料体に対してソフト材料として
固定的に結合される

ことを特徴とする請求項 8 に記載の装置。